

01年7月16日

東京大学教授 神野 直彦

女性と税制

1. 税制へのジェンダー視角

- (1) 中立性（性などへの中立性）と公平性（能力負担）
- (2) 差別性（differentiation） — 政策手段としての税制の活用
cf. ユダヤ人税、デーン税（Danegeld）、殺人税（Mordgeld）、
独身税 etc
- (3) 租税原則を重視し、政策手段は歳出政策で

2. 税制への分析視角

- (1) 人税と物税
人税（誂え税[Maßsteuer]） — 租税主体（納税者・担税者）つまりヒトに着目し、租税主体に帰属する租税客体（納税義務が発生する物件・事実）つまりモノに課税する
物税 — 租税客体つまりモノを選択し、租税主体つまりヒトは従属的に決まる租税
- (2) 対象としての人税（誂え税） — ただしジェンダー関係が存在する場合には物税にも課税する必要がある

3. 人税（所得税）における課税単位

3-1. 課税単位と家族配慮との混乱

経済的能力を量る単位の問題

3-2. 課税単位の種類

- 世帯単位
 - 合算非分割主義（unit approach）
 - 合算分割主義（income-splitting）
- 個人単位

3-3. 「結婚への刑罰」と「結婚への贈与」

合算非分割主義の確定の二条件

- { 有償労働への男女共同参画
- { 累進課税

3-4. 世帯単位から個人単位へ

- (1) アメリカ 1948年 合算非分割主義から合算分割主義(2分2乗制)
イギリス 1990年 合算非分割主義から個人単位へ
ドイツ 1958年 合算非分割主義から個人単位と合算分割主義(2分2乗制)との選択制
フランス 1945年 合算非分割主義から家族除数方式(N分N乗制)へ
日本 1950年 合算非分割主義から個人単位へ

(2) シャウプ勧告

合算非分割主義は「形式的には伝統的な日本家族制度に従うものである」としている。

ただし、個人単位に対しては「この個別申告制にある程度の制限を設けておかないと、要領のよい納税者は、配偶者または子供に財産およびこれから生ずる所得を譲渡することによって税負担を軽減しようとするから、相当の問題の起こることが予想される。同様に、彼等は、妻子を同族の事業に雇傭して、これに賃金を支払うという抜け道を講ずるであろう。納税者と同居する配偶者および未成年者の資産所得はいかなる場合には、納税者の申告書に記載させ、合算して課税することによってこの種の問題は避けられるのであるが、これは個人申告の原則を大して犠牲するものとはいえない。同様に、納税者の経営する事業に雇傭されている配偶者および未成年者の給与所得は、納税者の所得に合算させるようにすべきである」と注意している。

(3) 資産合算廃止と 青色申告制度による青色事業専従者給与の適用

4. 課税単位選択の論理

4-1. オルドマン=テンブルの三原則

- (1) 結婚前の一人(独身者)の所得と結婚後の夫婦二人の合計が同じ場合には、前者に重く課税すること。
- (2) 結婚前の二人の所得と結婚後の二人の所得が等しい場合には、後者を重く課税すること。
- (3) 共働き夫婦、共稼ぎ夫婦、片稼ぎ夫婦の所得が同じ場合には、片稼ぎ夫婦を共働き夫婦や共稼ぎ夫婦よりも重く課税すること。

4-2. マンネルの原則

- (1) 結婚前の一人の所得と、結婚後の夫婦二人の合計が同じ場合には、両者を同じ負担にすること。

- (2) 結婚前の二人の所得と、結婚後の二人の所得が等しい場合には、両者を同じ負担とすること。
- (3) 共稼ぎ夫婦と片稼ぎ夫婦の所得が同じ場合には、同じ負担とすること。

5. 家族配慮の論理と現実

5-1. 逃れ税の三つの条件

- (1) 累進性、差別性、最低生活費免税
- (2) 最低生活費免税のための人的控除

5-2. 家族配慮の人的控除

- (1) 本人分の基礎控除
- (2) シャウプ勧告の人的控除体系
「基礎控除額を 24,000 円、扶養控除額を扶養親族（妻を含む）1 人当たり 12,000 円」とする。
- (3) 1961 年（昭和 36 年）の配偶者控除創設
「夫婦は相互扶助の関係にあつて、一方的に扶養している親族と異なる事情がある」

5-3. アメリカ型とヨーロッパ型

- (1) アメリカ 本人、配偶者、扶養親族に一人当たり定数の人的控除
- (2) イギリス 本人の基礎控除
- (3) ドイツ、フランス 本人分の非課税所得

5-4. 1987 年（昭和 62 年）の配偶者特別控除の導入

- (1) 「給与所得者を中心とする片稼ぎ世帯においても仕事に直接従事する者の所得の稼得に他方の配偶者が相応の貢献をしていると考えられること」
「事業所得者世帯で事業に貢献している配偶者については既に青色専従者給与の支払いという形で所得分与ができることになっていること」
- (2) パート問題への対応
消失控除導入には逆転現象の解消配偶者手当の不支給、社会保険上の被扶養者扱いにならないことなどの問題

6. 擬似二分二乗方式の導入

6-1. 1952年 青色申告者に対する専従者控除制の導入

6-2. 1961年 白色申告者に対する事業専従者控除の適用

6-3. 擬似合算分割主義の導入

個人単位課税の抜け道としてシャウプ勧告は批判

7. 課税単位と家族配慮の類型化

7-1. 個人単位で家族配慮が小

スウェーデン、デンマーク、フィンランド、イギリス

7-2. 個人単位で家族配慮が大

オーストリア、ギリシャ、イタリア、オランダ、日本

7-3. 個人単位と世帯単位を選択

ドイツ、ベルギー、アイルランド、スペイン、アメリカ

7-4. 世帯単位

フランス (N分N乗)、ポルトガル (N分N乗)、

ルクセンブルグ

8. 資産移転税と課税単位

8-1. 包括的所得概念では相続・贈与も所得

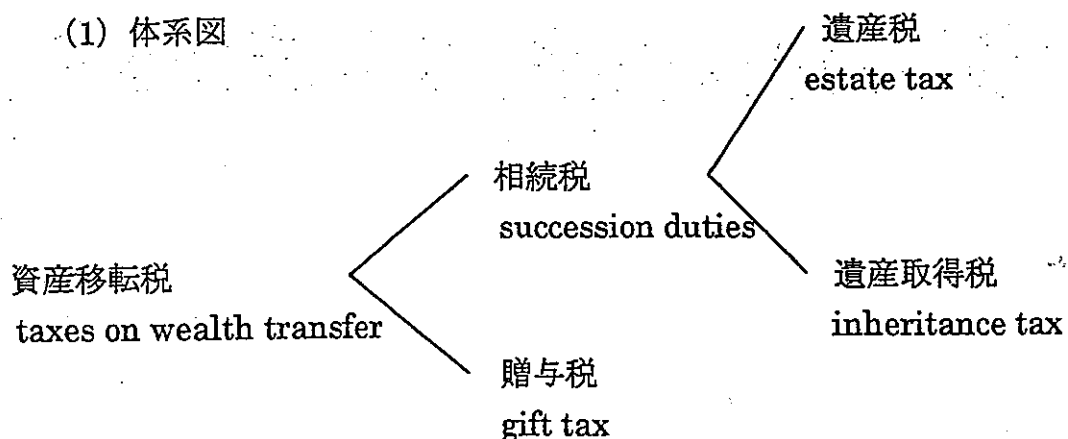
消費+資産純増

= 要素所得+帰属所得+移転所得+キャピタル・ゲイン

8-2. 相続・贈与個人単位では所得、世帯単位では多くの場合に所得ではない—家族内移転—

8-3. 資産移転税の体系

(1) 体系図



- (2) アメリカ 累積的遺産税
イギリス 遺産税
ドイツ・フランス 遺産取得税（限定累積課税）

8-4. 資産移転税の根拠

- (1) 世代の飛び越し
移転回数の増加
- (2) 巨大な富の防止
- (3) 一世代に一回の所得課税
- (4) 意外な所得への課税

8-5. 法定相続分課税方式

- (1) シャウプ勧告による累積的取得税の導入
- (2) 1953年 遺産取得税と贈与税による補完
- (3) 1958年 法定相続分課税方式
遺産税的遺産取得税の導入

8-6. 配偶者の無制限控除方式

- (1) 配偶者控除の意義
 - ・ 配偶者の遺産形成への寄与
 - ・ 配偶者の老後生活の保障 — 意外な取得
 - ・ 相続時期が早い — 一世代一回
- (2) 巨大な富の集中防止からは問題

8-7. 寄与分への考え方

- (1) 配偶者取得財産の $1/2$
- (2) 一世代一回 — 相次相続控除
- (3) 富の集中排除から上限設定

独身中高年女性の税金問題

大久保さわ子

独身中高年女性の税金問題が、社会的に取り沙汰され、国会の場でも論じられるようになったのは、十数年ほど前からであろう。

思えば戦争を原因とする五十代独身女は、いつも、国や自治体から冷遇されてきた。

独身税の標的に

独婦連会員・橋本正代さんは、たいへん執念深い人で、戦争中、いわゆる適齢期だった私たちを襲った独身税問題を追究している。

私の手元には、彼女がつきとめた一九四一年（昭一六）一月一六日付の、朝日・毎日新聞のコピーがある。朝日の大見出しは、「独身税を徴収して／多子家族表彰に充当／人口局設置を考慮」、毎日には、「結婚資金を貸付け／五人雇めば返済無用／男は廿五女は廿二を標準に結婚／卅歳以上独身者と子無しに税金」とあり、当時、人口政策要綱案として閣議決定されたものだ。

戦時の兵力・労力を確保するため、早婚奨励・出産助成、背くものには罰金的な独身税というもので、当時の学者先生（京大沙見博士）の「とに角若い者は良縁があり次第結婚

するんですね。変な理想や見栄に促われると、高い税金を課せられますよ。」のコメントが追い打ちをかけている。

この独身税、陽の目を見なかったようであるが、この年は、女子一四歳〜二五歳までは、勤労奉仕の要務者として、職場で学校で地域で、「報国隊」のハチマキをしめさせられた年でもある（国民勤労報国協力令）。

片や、産めよ殖ませよ、片や、働け働けとまこと大もての適齢女性ではあったが、こんな矛盾の国策独身税は、今でも陰險な響きをもって私たちに迫ってくる。

せめて配偶者なき控除を

戦中、適齢未婚者として標的にされた私たち年代は、戦後は不本意な税制に、しゃくのタネをかかえる。

敗戦時の適齢男女（男二〇―三四、女一五―二九）は、実に二六〇万余女が多く、うち、結婚したくも対象がいなかったというまったく未婚は、約五〇万を数える。戦争を原因とする未婚であり、いわば社会的寡婦である。その女たちは、戦中戦後をひたすら働き続け、いまや、職場から放り出される年齢を迎えた。職場に席のある中に、所得税・住民税の寡婦控除を即、適用してはしいのである。

ほとんどが対象者未婚還（配偶者控除要件の一つ）のための未婚現象なのだから――。

また、戦後、核家族化の増大する中で、中高年独身娘が、親の扶養を一身に引き受けているケースも増大している。永年扶養してき

た親の死後、残った娘の老後保障、居住権の確保という見地から、相続税、贈与税についても、配偶者に準ずる扱いを配慮してはしいのである。

細めた税の見返りを

といいつつも、私たちはまじめに税金を納め続けてきた。税金が、憲法上の国民の諸権利を保障する原動力と思うからだ。たとえれば、私たちに對し、すこしは負担者受益を施策にせよと主張する。ちなみに、私たち三十年代年働いてきた女たちが納める税金は、所得税のみでも一年で最低六五五億円は推計できる（年収二五〇万の所得税一三万五千元×五〇万人。なお地方税は約三九〇億円）。

国の婦人関係予算は、労働、売春、母子、保育、教育などで、独身中高年女性に対してはゼロである。何もない。かろうじて、八一年四月公営住宅法一七条の一部を改正し、五〇歳以上単身女の公住入居を認めたが、これとてもLDK・2Kの中古空家待ちということだ。施行後、独婦連で全国調査を行ったが、応募倍率の高さ（東京一八・八倍、神奈川一〇・五七倍、神戸一一・八倍など）に比して、実のない対応が明らかになった。さきの試算の一〇％六五億円でもいいから、受益の道を開くことはできないか。例えば、私たちの主張するミニ老人ホームの建設助成など、老人住宅対策一般の充実、前進ともなる施策に、税金を配分できないか。願うや切である。

（おおくぼさわ子 独婦連人選委員）

(資料 /) 個人所得課税の課税最低限の内訳及び算出方法

給与所得控除	社会 保険料 控除	基 礎 控 除	配偶者 控 除	配偶者 特 別 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
(所得税) 1,308千円	384千円	380千円	380千円	380千円	380千円	630千円
(個人住民税) 1,155千円	325千円	330千円	330千円	330千円	330千円	450千円

給与収入
(所得税) 3,842千円
(3,684千円)
(個人住民税) 3,250千円
(3,095千円)

- (注) 1. 夫婦子2人の場合(子のうち1人は特定扶養親族に該当)
2. ()内は社会保険料控除額の近似式の係数改訂前の金額である。

(所得税)

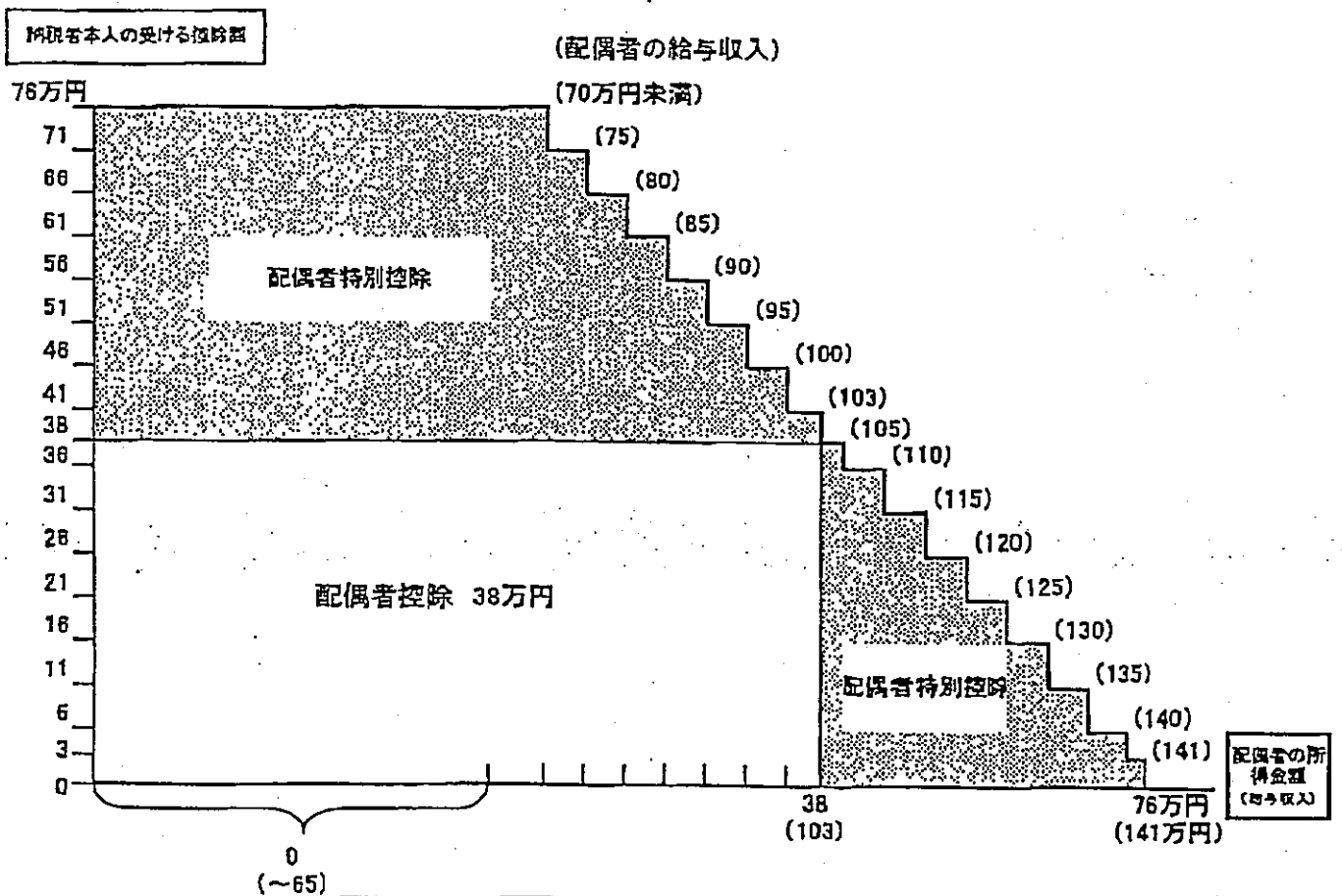
$$X - (X \times 0.2 + 540,000) - X \times 0.1 - 2,150,000 = 0 \quad \text{この式によって計算すると } X \div 3,842 \text{ 千円}$$

(個人住民税)

$$X - (X \times 0.3 + 180,000) - X \times 0.1 - 1,770,000 = 0 \quad \text{この式によって計算すると } X = 3,250 \text{ 千円}$$

給与収入 給与所得控除 社会保険料控除 基礎控除
配偶者控除
配偶者特別控除
扶養控除
特定扶養控除

(資料2) 所得税の配偶者控除及び配偶者特別控除の仕組み



控除対象配偶者(納税者と生計を一にし、合計所得金額38万円以下)

控除対象配偶者以外の配偶者

(注)個人住民税の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の限度額は、それぞれ33万円である。

資料 3

表 世帯の給与収入合計が1,000万円である世帯の所得税・住民税及び社会保険料負担（2000年度税制）

単位：千円

収入の組み合わせ（万円）	1,000 0	900 100	700 300	500 500
所得税	814	712	598	516
住民税	487	467	372	326
税負担計	1,301	1,179	970	842
税負担＋社会保険料	2,241	2,079	1,970	1,842

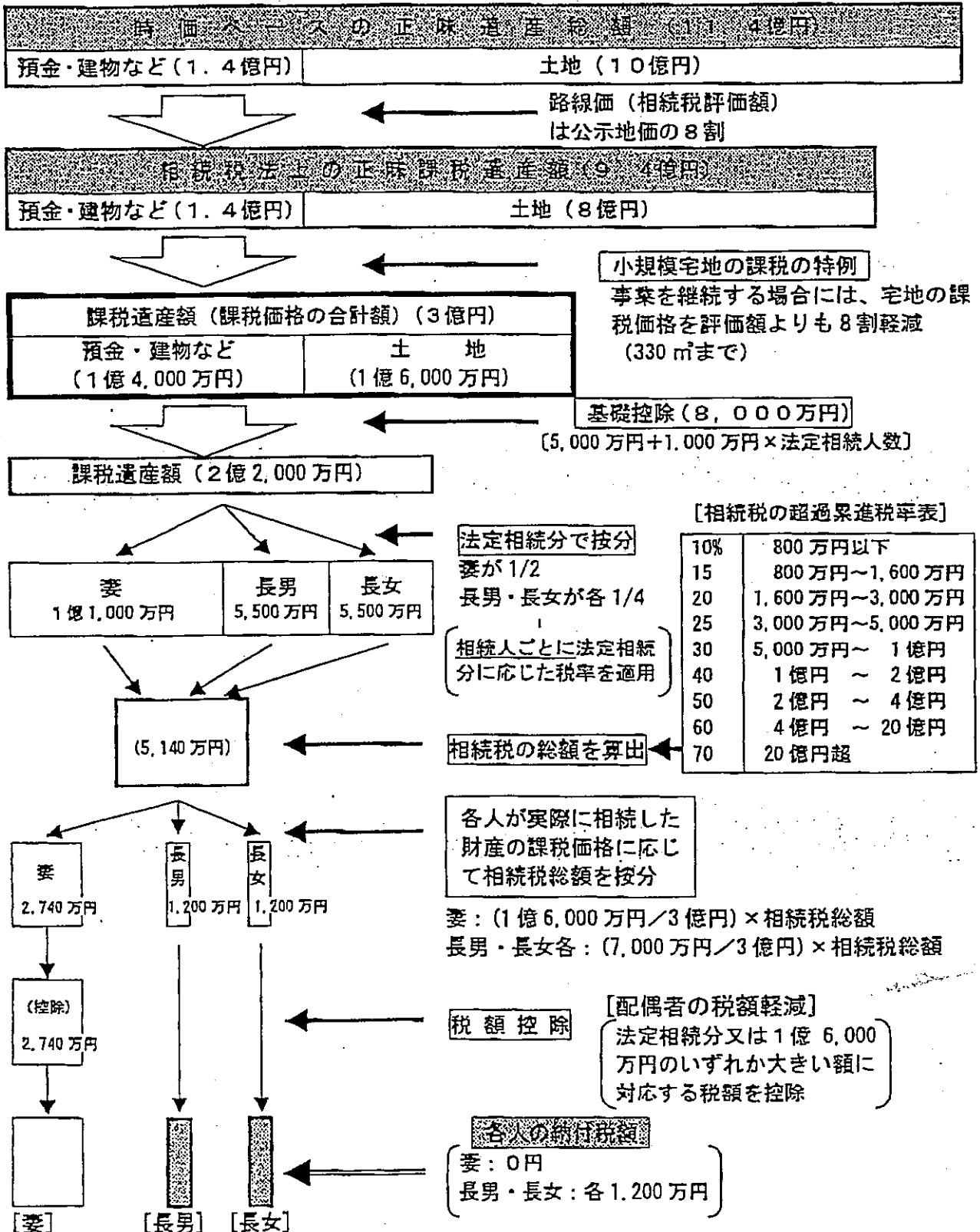
（備考） 1. 定率減税は考慮していない。

2. 社会保険料控除は近似式を利用し、社会保険料負担は控除額と同額とした。

(資料 4) 相続税の具体的計算の仕組み

(例)

- 妻・長男と電器店を営んでいたAさんの遺産は、秋葉原駅付近にある店舗、銀行預金などあわせて11.4億円 (このうち、土地 (330 m²) が10億円)
- 残された家族 (妻・子2人) は、妻が土地を、2人の子がその残りを相続し、店は妻と長男が続けていくこととした。



所得税額表

	給与収入①	給与所得②	所得控除③	課税所得 ②－③	所得税額
A	15,000	12,555	380	12,175	2,423
B	15,000	12,555	380	12,175	2,423
C	30,000	26,800	380	26,420	7,285
D	30,000	26,800	760	26,040	7,145
E	25,000	22,500	380	22,120	5,694
F	5,000	3,460	380	3,080	308
G	2,000	1,220	380	840	84
H	2,000	1,220	380	840	84
I	4,000	2,660	380	2,280	228
J	4,000	2,660	1,140	1,520	152
K	4,000	2,660	760	1,900	190

(注) 1 所得控除は基礎控除ないし配偶者控除等のみを適用し、社会保険料控除は適用していない。

2 所得税額は定率減税前のものである。

「仮令ヒ同居スルモ其經濟ヲ異ニシ

別々ニ生計スル者アルヲ以テ其戸主ノ所得ニ合算スルハ不当ナルカ如シト雖モ脱税ノ遁路ヲ塞カンカ為メニハ事實止ムヘカラサルナリ何トナレハ仮令ヒ千円以上ノ所得アル者モ納税ヲ免レンカ為メニ表面之ヲ家族ナル妻子兄弟間ニ四分スレハ三百円未滿トナリ容易ニ脱税ヲ謀ルノ狡猾者アルヲ以テ但書ヲ加ヘ之ヲ塞キタル所以ナリトス依テ事實經濟ヲ異ニスル同居ノ家族中甲ハ二百円乙ハ百円ノ所得金アルモノハ銘々ニテハ納税ノ義務ナキモ合算セラルルニ付キ納税セネハナラヌナリ然レモ之ニ反シ茲ニ一家族中例ヘハ甲ハ九百円乙ハ七百円ノ所得アル者ハ銘々ニテハ千円未滿ニ付キ第五等ナル百分ノ一ノ税率ニ依テ九円ニ七円計十六円ノ税金ヲ納ムレモ合算セラルニ付キ所得額千六百元トナルヲ以テ第四等ナル百分ノ一半ノ税率ニ據テ税金廿四円ヲ納メサルヘカラス故ニ合算ノ為メニ税額八円ノ増加アルニ到ルヘシ蓋シ同居ノ家族トハ家族ニシテ同居ナラサルヘカラス何トナレハ同居スルモ家族ニアラサル者ハ決テ合算スルノ理由之レナク若シ之ヲ合算スルトセハ寄留人又ハ下宿人ノ所得ヲ戸主ノ所得ニ合算スルニ到ルノ不都合アレハナリ」

所得稅・個人住民稅 人的控除等一覽

(單位：萬元)

項 目			所 得 稅	個 人 住 民 稅
基礎的 な 人 的 控 除	基礎控除		3 8	3 3
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 8	3 3
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	4 8	3 8
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
	配偶者特別控除		最高 3 8	最高 3 3
	扶養控除	扶養親族	3 8	3 3
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	6 3	4 5
		老人扶養親族(70歳以上)	4 8	3 8
		同居老親等加算	+ 1 0	+ 7
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
特別 な 人 的 控 除	老年者控除(本人)		5 0	4 8
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2 7	2 6
		特別障害者(同上)	4 0	3 0
	寡婦控除 (本人)	寡婦	2 7	2 6
		特定の寡婦加算	+ 8	+ 4
	寡夫控除(本人)		2 7	2 6
	勤労学生控除(本人)		2 7	2 6
白色事業専従者 控除	配偶者		8 6	8 6
	配偶者以外		5 0	5 0

基礎的な人的控除額等の推移（所得税）

	6 1 年分	6 2 年分 (6 2 臨時法)	6 3 年分 (6 3 臨時法)	元~4年分	5・6年分	7~9年分	1 0 年分	1 1 年分	1 2 年分
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
基 礎 控 除	33	33	33	35	35	38	38	38	38
配 偶 者 控 除									
控除対象配偶者	33	38	33	35	35	38	38	38	38
老人控除対象配偶者	39	44	44	45	45	48	48	48	48
配 偶 者 特 別 控 除	—	11.25	16.5	35	35	38	38	38	38
扶 養 控 除									
扶 養 親 族	33	33	33	35	35	38	38	38	38
年 少 扶 養 親 族	—	—	—	—	—	—	—	48	—
特 定 扶 養 親 族	—	—	—	45	50	53	58	63	63
老 人 扶 養 親 族	39	39	39	45	45	48	48	48	48
課 税 最 低 限	237.5	261.5	261.9	319.8	327.7	353.9	361.6	382.1	368.4